

お申込みのご案内

(国内募集型企画旅行条件) ※お申込みの際には、必ずこの旅行条件書をご確認の上お申込み下さい。

- この書面には旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部になります。この旅行は一般社団法人富士山浪漫之旅(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する募集型企画旅行です。以下に記載する内容は抜粋であり、お客様と当社の旅行契約は各コースごとの記載の条件と、別紙お渡しする取引条件説明書面、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申し込み及び契約の成立** お申込みには、所定の申込書の提出と申込金2,000円のお支払いが必要です。当社が予約を受諾した日(お電話・FAXの受取り日)の翌日から起算して3日以内に当社指定口座に申込金をお支払いください(この時点で旅行代金全額支払も受け付けます。※振込手数料はお客様ご負担となります。)この期間内にお振込みが確認された時点で、お客様は当社との募集型企画旅行契約を締結することになります。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部又は全部として取り扱います。尚20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。尚、旅行者からの申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。また、旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行契約の部によります。
 - ご旅行代金について** コース記載の旅行代金は大人1人様の料金です。子供料金は旅行開始日に満6歳以上12歳未満のお子様には適用されますがプランによって設定が異なる場合があります。旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。これ以降にお申し込みの場合は、旅行開始日まで当社が指定する期日までにしてお払いいただきます。
 - 旅行内容・旅行代金の変更** (1) 当社は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当社が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。(2) 運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。
 - お客様による契約の解除** (1) お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。(2) 次に掲げる場合は取消料は頂きません。①旅行契約の内容に9項に例示するような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当社が確定日程表を所定の日(出発の前日、7日以内の申し込み場合は旅行当日)までに交付しなかったとき。④当社の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。
 - 当社による旅行契約の解除** 当社は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①旅行代金を当日お支払いいただけないとき。②予め例示した申込み条件の不適合が判明したとき。③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき。④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当社に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。⑤最小催行人員に達しなかったとき。⑥契約締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れが極めて大きいとき。
 - 旅行代金に含まれるもの** 旅行日程に明示した運送機関の運賃料金・食事代・入場料・拝観料等及び消費税等の諸税。添乗経費、団体行動に必要な心付け及び費用。その他パンフレットにおいて旅行代金に含まれている旨表示したものの。(これらの料金及び費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。)
 - 旅行代金に含まれないもの** 旅行日程に明示されていない飲料料金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税・施設利用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。
 - 当社の責任について** 当社はお客様の故意過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償します。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(但しお客様に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)
 - 旅行中の損害の補償について** 当社はお客様が当社募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。
 - 旅程保証について** (1) 当社は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当社旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、変更補償金の額は、1募集型企画旅行について旅行代金の15%を限度とし、お客様1人について変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。①旅行開始日または旅行終了日の変更。②入場する観光地または観光施設その他の旅行の目的地変更。③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更。④運送機関の種類又は会社の変更。⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更。⑥本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由地までの変更。⑦宿泊機関の種類又は名称の変更。⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更。(2) 前記に拘らず、変更の理由が3.(1)に掲げた不可抗力の場合は当社は変更補償金を支払いません。
 - 添乗員同行の有無** 添乗員が同行。
 - 個人情報の取扱いについて** (1) 当社はお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様からお申込みいただいた旅行において旅行サービスの配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社各営業所の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2) 当社及び当社の各営業所は、それぞれの営業所の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。尚、当社の個人情報保護法への対応については、当社から情報漏洩が生じないよう最善を尽くすとともに、法令を遵守し、静岡弁護士会と協議するなど措置を講じます。
 - その他** (1) ツアーの催行中止に拘らず、金融機関が収受する振込み手数料はお客様負担となりますのでご了承下さい。(2) この旅行条件(抜粋)は各パンフレット発行日を基準とします。
 - 旅行業務取扱管理者について** 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当社の旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。
 - 取消料について**

取消日	① 11日以前までの解除	② 10日～8日以前までの解除	③ 7日～2日以前までの解除	④ 旅行開始日の前日	⑤ 旅行開始日当日の解除(⑥を除く)	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

1. お電話にてお申し込み



静岡県知事登録旅行業 第3-603 国内旅行業務取扱管理者 杉森一則
〒410-0874 静岡県沼津市松長711番地の5 東報ビル3F
■募集型企画旅行 実施可能区域
沼津市 三島市 富士市 函南町 伊豆市 伊豆の国市 長泉町 清水町

TEL:055-925-0100

(株)東報内「富士山浪漫之旅」担当：井手
電話受付時間：平日9:00～17:00(土日祝日除く)
お申込み締切日は旅行催行日の2週間前までとします。

2. FAXにてお申し込み

所定欄にご記入の上、このままFAX送信してください。
※ツアー昼食の鰻の苦手な方は事前にお申し出下されば他の料理に致します。

FAX:055-925-0123

■平成26年6月10日(火) 三島・長泉(クレマチスの丘)の旅 申込書

フリガナ	フリガナ	ツアー当日の満年齢	○をつけてください	※小中学生の場合○をつけてください
参加者① 申込代表者 氏名	フリガナ	年齢	性別	男女
●ご住所	〒			
(申込代表者)				
●ご連絡先	ご自宅電話	FAX		
電話番号	※当日確実に連絡のとれる携帯電話番号を必ずご記入ください	e-mail		
(申込代表者)	※携帯電話			
フリガナ	フリガナ	ツアー当日の満年齢	○をつけてください	※小中学生の場合○をつけてください
参加者② 氏名	フリガナ	年齢	性別	男女
フリガナ	フリガナ	ツアー当日の満年齢	○をつけてください	
参加者③ 氏名	フリガナ	年齢	性別	男女
フリガナ	フリガナ	ツアー当日の満年齢	○をつけてください	
参加者④ 氏名	フリガナ	年齢	性別	男女

当社は、当該者の承認なく、個人情報を外部へ公開することは決してありません。